

●指定医療機関

当院は下記医療機関に指定されています。

- ・ 保険医療機関
- ・ 労災保険指定医療機関
- ・ 生活保護法指定医療機関
- ・ 被爆者一般疾病指定医療機関
- ・ 難病指定医療機関
- ・ 小児慢性特定疾病指定医療機関

●届出施設基準

当院は九州厚生局長に下記の施設基準の届出を行っております。

○基本診療料

- ・ 短期滞在手術等基本料 1
- ・ 医療 DX 推進体制整備加算

○特掲診療料

- ・ コンタクトレンズ検査料 1
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（I）

●「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することとしています。また公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行することとしています。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

●保険外費用負担

診断書・証明書等の文書料金	(消費税別途)
・一般診断書（当院様式）	1 通 5,000 円
・生命保険・障害保険用診断書	1 通 5,000 円

・保険会社問合せによる同意書	1 通	5,000 円
・身体障害者診断書及び意見書	1 通	5,000 円
・自賠責請求用診断書	1 通	5,000 円
・労働者災害保険診断書	1 通	5,000 円

●医療情報取得加算

当院はオンライン資格確認について下記の整備を行い質の高い医療の提供に努めています。

○オンライン資格確認を行う体制を有しています。

○他の医療機関の受診歴、処方されている薬剤情報、特定検診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。

●医療 DX 推進体制整備加算

当院は医療 DX 推進について下記の体制を整備し、質の高い診療を実施するため十分な情報を取得し及び活用して診療を行うことを努めています。

○診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。

○マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供しているよう取り組んでいます。

○電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取組を実施しています（準備中）

[詳細はこちらを御覧ください。](#)

●コンタクトレンズ検査料 1

当院は「コンタクトレンズ検査料 (1)」の施設基準に適合している旨、九州厚生局長に届出を行っています。

初診料 291 点

再診料 75 点

コンタクトレンズ検査料 1 200 点

診療担当医師 有田 直子（眼科診療経験年数 10 年以上）

※厚生労働省が定める疾病の治療によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、

眼科的検査料で算定する場合があります。

※当院において過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合は再診料を算定いたします。

※上記についてはご不明な点をご相談ください。

●一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用推進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般できない名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解とご協力のほどよろしく願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。